

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の 一部改正（案）の概要

1. 改正理由

平成 29 年 4 月に施行された「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下、「自転車条例」という）」は、自転車利用者等に対し自転車損害賠償保険等の加入の努力義務を課しているところですが、令和 2 年度に県が行ったインターネット調査では加入率は約 6 割であり、近年はその向上が課題となっています。

一方、平成 31 年 2 月、国が地方自治体の条例制定をサポートするため保険加入を義務とする標準条例を示したことなどにより、全国的に加入義務化が進んでおり、また、すでに加入義務化した都府県の調査では義務化の前後で保険加入率が向上しています。

このような状況を踏まえ、被害者の救済や加害者の経済的負担等の観点から、自転車損害賠償保険等のより一層の加入促進を図るため、自転車条例を改正するものです。

2. 改正内容

（1）保険加入の義務化（努力義務から義務へ）

ア 自転車利用者（未成年者の場合は保護者）

- ・自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入

イ 事業者

- ・事業における自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入

ウ 自転車貸付業者

- ・貸付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入

（2）保険加入状況の確認・情報提供の努力義務（新設）

ア 自転車小売業者

- ・自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入状況の確認
- ・確認できない場合の自転車損害賠償保険等に関する情報提供

イ 事業者

- ・自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等の加入状況の確認
- ・確認できない場合の自転車損害賠償保険等に関する情報提供

ウ 自転車貸付業者

- ・借受人に対する貸付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（自転車貸付業者が加入）に関する情報提供

エ 学校

- ・保護者等に対する自転車損害賠償保険等に関する情報提供

(3) 民法改正への対応

令和4年4月からの改正民法の施行（成年年齢の18歳への引き下げ）に対応するため、「児童等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者）」を「未成年者」に改める。

3. 施行期日

公布より概ね6カ月後。ただし、2（3）に係る改正のみ、令和4年4月1日施行とする。